

# ◇◆◇ 入浴施設の水質検査 ◇◆◇

次のそれについて、定期的に水質検査しなければなりません。

## 1. 浴用に使用的水道水以外の原水（貯水槽の水、井戸水、温泉等）

検査の頻度：1年に1回以上

項目	基準
1 色度	5度以下であること。
2 濁度	2度以下であること。
3 水素イオン濃度指数（pH）	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては3mg/L以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては10mg/L以下であること。
5 大腸菌	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満であること。

## 2. 共同浴室の浴槽水

検査の頻度：連日使用循環水を用いない浴槽水・・・1年に1回以上

連日使用循環水を用いた浴槽水・・・1年に2回以上

塩素系薬剤以外で消毒している浴槽水・・1年に4回以上



項目	基準
1 濁度	5度以下であること。
2 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあっては8mg/L以下、過マンガン酸カリウム消費量にあっては25mg/L以下であること。
3 大腸菌	1個/mL以下であること。
4 レジオネラ属菌	10CFU/100mL未満であること。

## 3. 浴槽水の残留塩素濃度

検査の頻度：利用状況に応じて頻回測定

適正な濃度：塩素系薬剤を使用している場合・・・0.4～1mg/L

モノクロラミンを使用している場合・・・3mg/L程度

※基準を下回った場合は、対応措置も記録しましょう。



- 水質検査結果は、3年間保管しましょう。
- レジオネラ属菌が検出された場合には、検出数値の多少に関わらず、直ちに入浴施設の利用を停止するとともに八幡浜保健所に連絡してください。